

尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、尼崎市議会議員(以下「議員」という。)に対する政務活動費の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派に対して交付する。ただし、次に掲げるものについては、これらを会派と同等と認めて交付することができる。

- (1) 会派に所属しない議員が第7条第1項に規定する調査研究その他の活動を共同して行うために結成した団体で尼崎市議会議長(以下「議長」という。)が適当と認めるもの(以下「団体」という。)
- (2) 会派及び団体のいずれにも所属しない議員(以下「無所属議員」という。)

(交付決定等)

第3条 会派、団体及び無所属議員(以下「会派等」という。)は、次条第1項の規定による政務活動費の交付を受けようとするときは、毎年度、市規則で定めるところにより、市長による政務活動費の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けなければならない。第5条第1項の規定による交付を受ける目的その他議長が別に定める目的で交付決定に係る政務活動費の額の変更を求めるときも、同様とする。

(交付の時期及び額等)

第4条 政務活動費は、会派等に対し、半期(4月1日から9月30日までの期間(以下「上半期」という。))及び10月1日から翌年の3月31日までの期間(以下「下半期」という。)の各期間をいう。以下同じ。)ごとに、市規則で定めるところにより交付する。

- 2 前項の規定により一の半期の分として交付される政務活動費の額は、150,000円に当該半期の最初の月の1日における一の会派又は団体に所属する議員(以下「所属議員」という。)(無所属議員にあっては、本人)の数を乗じて得た額に6を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合における一の半期の分として交付される政務活動費の額は、議長が別に定める。
 - (1) 当該半期中途において議員の任期が満了する場合(次号に掲げる場合を除く。)
 - (2) 当該半期中途(上半期にあっては4月1日から9月1日までの期間のいずれかの日、下半期にあっては10月1日から翌年の3月1日までの期間のいずれかの日に限る。次条第3項において同じ。)において新たに会派若しくは団体が結成され、又は無所属議員が生じた場合(議員の任期の開始に伴う場合を含む。次項において同じ。)
- 4 市長は、半期中途(上半期にあっては9月2日から同月30日までの期間のいずれかの日、下半期にあっては翌年の3月2日から同月31日までの期間のいずれかの日に限る。)において新たに会派若しくは団体が結成され、又は無所属議員が生じた場合は、第1項の規定にかかわらず、当該会派、団体又は無所属議員には、当該半期の分の政務活動費を交付しない。
- 5 第2項から前項までに規定するもののほか、政務活動費の額の算定について必要な事項は、議長が別に定める。

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第5条 市長は、一の半期の分の政務活動費の交付を受けた会派又は団体について、当該半期において、議長が別に定める月(以下「基準月」という。)の1日における所属議員の数がその前月の1日における所属議員の数(以下「前月議員数」という。)と比べて増加したときは、当該会派又は団体に対し、市規則で定めるところにより、その増加人数に応じた額として議長が別に定める額を交付するものとする。

2 一の半期の分の政務活動費の交付を受けた会派又は団体は、基準月の1日における所属議員の数が前月議員数と比べて減少したときは、速やかに、その減少人数に応じた額として議長が別に定める額を市長に返還しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、半期中途において、当該半期の分の政務活動費の交付を受けた会派又は団体が尼崎市議会(以下「議会」という。)の解散及び議員の任期満了以外の理由により解散したとき、当該半期の分の政務活動費の交付を受けた無所属議員が既存の会派又は団体に加入したときその他の議長が別に定めるときにおける政務活動費の返還等について必要な事項は、議長が別に定める。

(口座振替の方法による交付)

第6条 政務活動費は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の2の規定による口座振替の方法により交付することができる。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲等)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派等(以下「被交付会派等」という。)は、当該被交付会派等が行う調査研究その他の活動(市政の課題を解決し、又は市民の意思を市政に反映させる活動その他の市民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。以下同じ。)に要する経費で、別表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるもの(以下「対象経費」という。)に政務活動費を充てることができる。

2 対象経費(政務活動費が充てられるものに限る。第13条第2項を除き、以下同じ。)の支出の基準その他対象経費の支出について必要な事項は、議長が別に定める。

(経理責任者)

第8条 会派及び団体は、政務活動費の経理を明確に行うためにその所属議員(当該会派及び団体の代表者を除く。)のうちから経理責任者を定めなければならない。

(支出内容の報告及び検査等)

第9条 被交付会派等は、議長が別に定めるところにより、当該被交付会派等による対象経費の支出の内容を議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を検査するものとする。

3 議長は、前項の規定による検査の結果、第1項の支出の内容に不適正なものがあると認めるときは、同項の規定による報告をした被交付会派等に対し、その修正を命ずることができる。

(収支報告)

第10条 被交付会派等は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該報告書に領収書等の証拠書類が添付された政務活動費対象経費支出書を添えて、当該年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、半期中途において、政務活動費の交付を受けた会派又は団体が解散し

たとき、政務活動費の交付を受けた無所属議員が既存の会派又は団体に加入したときその他の議長が別に定めるときは、その解散した会派若しくは団体の代表者であった者又は当該無所属議員であった者は、速やかに、同項の報告書を作成し、当該報告書に領収書等の証拠書類が添付された政務活動費対象経費支出書を添えて、議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により提出された報告書の写しを市長に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第11条 被交付会派等は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該年度において支出した対象経費の総額を控除して残余の額がある場合は、前条第1項又は第2項の規定による報告書の提出後、速やかに、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

(変更等の届出)

第12条 被交付会派等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、異動届によりその旨その他市長が必要と認める事項を議長を経て市長に届け出なければならない。

- (1) 名称又はその代表者の氏名（無所属議員にあっては、その氏名）に変更があったとき。
- (2) 会派又は団体にあっては、その代表者に変更があったとき。
- (3) 会派又は団体にあっては、議会の解散及び議員の任期満了以外の理由により解散したとき。
- (4) 無所属議員にあっては、既存の会派又は団体に加入したとき。
- (5) その他市長が別に定める場合

2 被交付会派等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、異動届によりその旨その他議長が必要と認める事項を議長に届け出なければならない。

- (1) 会派又は団体にあっては、その所属議員若しくは第8条の経理責任者又はこれらの者の氏名に変更があったとき。
- (2) その他議長が別に定める場合

(書類等の保存)

第13条 議長は、別に定めるところにより、この条例の規定により議長に提出された書類その他のこの条例の規定に基づき交付される政務活動費に関して議長に提出された書類等について、5年間保存しなければならない。

2 被交付会派等は、議長が別に定めるところにより、政務活動費を充てた対象経費に係る調査研究その他の活動に関する書類等として議長が別に定めるものについて、5年間保存しなければならない。

(収支報告書等の公表)

第14条 議長は、別に定めるところにより、第10条第1項又は第2項の規定により議長に提出された同条第1項の報告書（同項又は同条第2項の政務活動費対象経費支出書及びこれに添付された領収書等の証拠書類を含む。）その他議長が別に定める書類について、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第7条に規定する不開示情報が記載されている部分を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が、又は市長が議長と協議して市規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。

(平成13年度の政務調査費の申請の特例)

2 平成13年度の政務調査費の申請に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「毎年度当初」とあるのは、「平成13年6月5日までに」とする。

(政務活動費の額の特例)

3 令和2年度の下半期の分の政務活動費の額に係る第4条第2項の規定の適用については、同項中「150,000円の範囲内で市規則で定める額」とあるのは、「80,000円」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例第13条の規定は、令和4年度以後の年度分の政務活動費に係る書類等について適用する。

付 則

(施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区分	経費
1 調査研究に関するもの	(1) 調査又は研修に関する経費で議長が別に定めるもの (2) 出張に要する旅費等で議長が別に定めるもの (3) 会場借上料 (4) 諸会議等に要する食糧費で議長が別に定めるもの (5) 印刷物の作成等に要する経費で議長が別に定めるもの (6) 会派広報の作成等に要する経費で議長が別に定めるもの (7) 図書の購入に要する経費で議長が別に定めるもの (8) 通信費で議長が別に定めるもの (9) 会派等が使用する備品(尼崎市議会議事堂の議員室において使用するものに限る。以下同じ。)の購入に要する経費 (10) 会派等が雇用する職員(以下「会派等職員」という。)の雇用に要する経費 (11) 事務用品の購入等に要する経費で議長が別に定めるもの (12) その他調査研究に要する経費
2 調査研究以外の活動に関するもの	(1) 出張に要する旅費等で議長が別に定めるもの (2) 会場借上料で議長が別に定めるもの (3) 諸会議等に要する食糧費で議長が別に定めるもの (4) 印刷物の作成等に要する経費で議長が別に定めるもの (5) 通信費で議長が別に定めるもの (6) 会派等が使用する備品の購入に要する経費 (7) 会派等職員の雇用に要する経費 (8) 事務用品の購入等に要する経費で議長が別に定めるもの (9) その他調査研究以外の活動に要する経費